平成２９年（フ）第１９１７号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート19棟303号
債務者　友永まき子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９２１号
横浜市青葉区市ケ尾町1159番地15　エスポワールみどり105号
債務者　鈴木賢太郎
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９３５号
横浜市旭区笹野台１丁目34番25号　和光荘202号室
債務者　伊藤　章治
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９４３号
横浜市磯子区洋光台３丁目21番10号　洋明ハイツ301号
債務者　豊田　輝子
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９５８号
横浜市戸塚区前田町523番地２　リヴェールシェソワ303号
債務者　石川　憲一
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１９０７号
横浜市鶴見区東寺尾北台５番８―404号
債務者　五味渕由紀（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１４５号
秋田県仙北市田沢湖玉川字渋黒沢２番地先
破産者　株式会社ぶなの森玉川温泉
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４９号
福島県郡山市日和田町字三本松70番地２
破産者　株式会社ラック
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
千葉県匝瑳市飯倉台21番地７　ヴィラコーラ202号室
破産者　浅野　博一
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２９年（フ）第１０１１号
神奈川県横須賀市船越町６丁目28―101
破産者　合同会社アバロ・カーズ
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１２８号
神奈川県藤沢市片瀬４丁目８番９号
破産者　有限会社ワイ・エス・トランスポート
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１１９０号
横浜市旭区金が谷２丁目７番１―104号
破産者　有限会社川本土木
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１５号
鳥取県鳥取市福部町細川676番地８
破産者　てのひら株式会社
1　決定年月日　平成29年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第７４９号
福岡市東区香椎駅東３丁目８番５号
破産者　梅山世徳こと　曺　　世徳
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１９１号
静岡県沼津市五月町８番１号
破産者　宮口　俊博
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５８４号
北九州市八幡西区木屋瀬２丁目３番９号
破産者　株式会社谷﨑建具
1　決定年月日　平成29年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４７号
仙台市泉区将監３丁目12番11号
破産者　株式会社オフィスギア
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第５１６１号
大阪府枚方市津田山手１丁目50番１―717号
破産者　株式会社洋宝
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２０８２号
大阪市西区京町堀１丁目６番23号、商業登記簿上の本店所在地大阪市西区江戸堀２丁目２番23―301号
破産者　株式会社アレスビル
1　決定年月日　平成29年９月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部